

佐世保市と青山学院大学との連携協力に関する協定書

佐世保市（以下「甲」という）と青山学院大学（以下「乙」という）は、相互の発展に資するため、教育、文化、まちづくり等の分野において協力するため協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、包括的な連携の下、教育、文化、まちづくり等の分野において相互に協力し、地域社会の持続的な発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- (1) 教育、文化の振興・発展のための連携
- (2) 地域づくり・まちづくりのための連携
- (3) 人材育成のための連携
- (4) 前各号に掲げるもののほか甲乙が協議して必要と認める連携協力

（連携協力の推進）

第3条 前条各号に掲げる連携協力事項の内容等については、甲乙で協議し、決定・実施するものとする。なお、連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、甲および乙にそれぞれ窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙のいずれかから別段の意思表示がない限り、更に1年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保持する。

令和元年7月9日

甲 長崎県佐世保市八幡町1番10号

佐世保市長

朝長則男



乙 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号

青山学院大学 学長

三木 義一

